

## 日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の 事業変更許可申請における気象データの扱いに関する回答

### <ご質問>

添付書類三の気象観測データについて、最新の気象データを許可書の基本設計に反映するプロセスを説明すること。

本件は廃棄物管理事業だけではなく、大洗研究所及び原子力機構全体に関わる内容として整理し説明すること。

### <回答>

#### 1. 緒言

気象データについては風荷重などに対する建家評価に用いる気象台のデータ（以下、「気象台データ」という。）と、公衆被ばく評価のために事業者が収集しているデータ（以下、「被ばく評価用気象データ」という。）の2種類があります。気象台データは、要求される評価内容が各施設で異なることから、施設ごとに用いているデータが異なります。一方、被ばく評価用気象データは各拠点で統一したデータを用いています。

変更許可申請において、建屋評価あるいは被ばく評価に係る変更がない場合は、気象台データあるいは被ばく評価用気象データは更新しません。ただし、同一拠点内の他許可において、被ばく評価用気象データの更新を行った場合は、被ばく評価に係る変更がない場合であっても、被ばく評価用気象データ及び被ばく評価を更新します。

以下に被ばく評価用気象データに対する考え方、確認プロセス及び許可書に反映するタイミングについて、回答いたします。

#### 2. 被ばく評価用気象データに対する考え方

被ばく評価用気象データは拠点ごとに統一し（以下、「統一気象データ」という。）、その統一気象データを用いて被ばく評価を行います。

なお、統一気象データは令和3年5月から使用することにしたため、それ以前の被ばく評価用気象データを用いている許可については、今後の変更許可申請時に統一気象データへの更新を順次行っていく予定です。

#### 3. 確認プロセス及び許可書に反映するタイミング

変更許可申請において、被ばく評価に係る変更を行う場合は、既許可の被ばく評価用気象データと最新の被ばく評価用気象データを比較します。既許可の被ばく評価用気象データの方が安全側であれば、被ばく評価の更新は行わず、既許可の被ばく評価結果を用います。

最新の被ばく評価用気象データの方が安全側であれば、風向、風速、大気安定度及び放出継続時間を考慮した事故時の放射性物質の相対濃度を確認し、既許可の結果に包絡されれば、既許可の被ばく評価結果を用います。一方、既許可の結果に包絡されない場合は、最新の被ばく評価用気象データを用いた被ばく評価に更新します。

また、変更許可申請において、最新の被ばく評価用気象データに更新した時は、同一拠点内の他許可について、被ばく評価に係る変更がない場合であっても、以降の変更許可申請時に更新します。

なお、被ばく評価用気象データの更新だけのために変更許可申請を行うことは現実的ではないので、被ばく評価用気象データの更新は、別の理由（例えば、放出量の変更など）によって変更許可申請を行う場合かつ最新の被ばく評価用気象データの方が安全側と判断した場合において行います。

以上